

令和５年度決算における健全化判断比率

１ 本区の健全化判断比率

(単位：％)

区 分		実質 赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
算 定 比 率	R２年度	－	－	▲１．７	－
	R３年度	－	－	▲１．５	－
	R４年度	－	－	▲１．４	－
	R５年度	－	－	▲１．４	－
早期健全化基準		１１．２５	１６．２５	２５．０	３５０．０
財政再生基準		２０．００	３０．００	３５．０	

※ 「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「－」表示となる。また、「将来負担比率」については、将来負担額よりもそれらに充当できる財源が上回っているため比率が算定されず、「－」表示となる。

(参 考)

(単位：％)

区 分		実質 赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
算 定 比 率	R２年度	▲５．３４	▲８．９７	▲１．７	▲５１．５
	R３年度	▲３．３９	▲６．２１	▲１．５	▲７１．８
	R４年度	▲５．５６	▲８．５４	▲１．４	▲７８．３
	R５年度	▲３．３０	▲５．３８	▲１．４	▲７６．６

※ 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「将来負担比率」の各数値がマイナスになる場合、国への報告値は「－」表示となるが、上記表では、各比率の計算上の数値を参考までに表記したもの。

2 各比率の意義

【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字額（※１）の標準財政規模（※２）に対する比率で、資金不足の大きさを示すもの

（※１）実質赤字額

歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充用した額や支払いを翌年度に繰り延べた額など

（※２）標準財政規模

標準的な状態で通常収入が見込まれる地方税や地方譲与税などの規模

【連結実質赤字比率】

一般会計等に国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、全会計を含めた資金不足の大きさを示すもの

【実質公債費比率】

一般会計等が義務的に支出しなければならない公債費や公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率で、この数値が大きいほど借入金などにかかる返済負担が大きいことを示す。

【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、今後償還することになる地方債の残高や損失補償等を付した地方公社、第三セクターなどの負債、全職員を対象とした退職手当見込額など将来見込まれる実質的な財政負担の程度を示すもの。この数値が大きいほど将来、財政を圧迫する可能性が高くなることを意味する。